

令和8年度

# いじめ防止基本方針

笑顔にあふれ、

安心して生活できる学校を

目指して!

み みんなで話し合い

と ともに勇気をもち

し 信頼し合える仲間づくり

水戸市立城東小学校

# 水戸市立城東小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ※ 「一定の人的関係のある者」  
同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童が関わっている何らかの人間関係がある者を指す。
- ※ 「心理的又は物理的な影響を与える行為」  
<心理的な影響を与える行為>
  - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・仲間はずれや集団による無視をされる。
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
  - ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。<物理的な影響を与える行為>
  - ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

## 2 いじめに対する基本的な認識

本校職員は、以下の認識をもって指導にあたり、いじめの未然防止に努めるものとする。

- ・ いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ・ いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない。
- ・ いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- ・ いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという認識で児童に寄り添う。
- ・ いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものである。
- ・ 日頃から、保護者との信頼関係を大切にし、地域や専門機関との連携協力に努める。

## 3 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- (2) 多様な人との関わりによる豊かな心の育成
- (3) 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実

## 4 めざす学校像

正しく・なかよく・たくましい学校

- (1) いきいきとした児童の活動が見られる学校
- (2) 励まし合い・支え合い・磨き合う学校
- (3) 学力の向上と創意工夫ある学校
- (4) 清潔感にあふれ安全が行き届いた学校
- (5) 家庭や地域社会に開かれた学校

## 5 めざす児童像

自ら学び「生きる力」を伸ばす学校

- (1) 生き方を考え、自分を律することのできる児童
- (2) 思いやりの心を持ち、誰とでもなかよくする児童
- (3) 何事にも意欲的に粘り強く取り組む児童

## 6 めざす教師像

教育への理想と情熱をもって、児童と共に成長する教師

- (1) 児童一人一人に愛情をもって接する
- (2) 真のやさしさと厳しさを追求する。
- (3) 感性(感受性)を磨く
- (4) 実践を尊重する

## 7 いじめ防止への取組

- (1) いじめ防止等の対策のための組織として「水戸市立城東小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会は次のメンバーで構成される。

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談主任、養護教諭

- (2) いじめの未然防止に向けた取組

全ての児童が安心して生活、学習ができる学校

ア 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実により、人権感覚、意識の高揚を図る。

イ いじめ防止に資する児童による自主的な活動の充実を図る。

児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できるよう児童会の取組を通して、いじめを許さない集団になるよう働きかける。

- ・ 代表委員会が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、いじめをなくす取組等を企画し、年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
- ・ 縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
- ・ 総合的な学習の時間等の中で、地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- ・ 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど、特別活動の時間を充実させる。
- ・ 道徳の時間等を通して、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめさせたりする。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高める。

ウ インターネットや携帯電話(LINE等)を通じて行われる、いじめを防止するための啓発活動を推進し、情報モラル、セキュリティ教育の充実を図る。

エ いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における取組の充実を図る。

「いじめ・悩み相談リーフレット」の配付、ワークショップの実施  
いじめ解決フォーラムの実施、人権集会の実施、相談ポストの設置  
あいさつ運動の実施

オ 教職員の資質向上を図る

- ・ すべての教育活動を通して、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感を育成する。
- ・ 学校生活での悩みの解消を図るために、SCやSSW等を活用した研修を計画的に実施する。
- ・ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- ・ 常に、いじめに対する危機感を持ち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- ・ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童などについては、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめ早期発見に向けた取組

- ア 年6回「いじめの実態調査」を実施するとともに定期的に面談を実施することにより、いじめの実態を適切に把握する。
- イ 保護者と連携するとともに、教育ダッシュボード「こころの健康観察」を活用し、児童の小さな変化に気付くことができるよう、アンテナを高くし、児童の観察に努める。
- ウ 担任や養護教諭等との随時の教育相談等、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。
- エ 相談体制の周知徹底を図る。
  - ・ 校内オンライン相談
  - ・ 校長先生あのねポスト
  - ・ 外部の相談窓口

#### ★ いじめ早期発見チェック

チェック項目	
日頃と違う表情(視線に注目)をしていないか。	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉かけが少ない児童はいないか。	
一緒に遊んでいる友だちに、異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボスのな児童を中心に小集団化して、相互の対立や享樂的雰囲気はないか。	

#### ★ 児童を観る具体的な視点

<ul style="list-style-type: none"><li>・ いつも一人で登校するか、友だちと登校していても表情が暗い。</li><li>・ 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。</li><li>・ 自分からあいさつをしようとせず、友だちからのあいさつや声かけもない。</li><li>・ 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。</li><li>・ 元気がなく、顔色がすぐれない。</li><li>・ はっきりした理由もなく欠席する。</li><li>・ 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。</li><li>・ 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。</li><li>・ 遅刻・早退が目立ってきている。</li><li>・ 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。</li><li>・ 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしたりしている。</li></ul>
---

#### ★ 教師自らを振り返る視点

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていないか。</li><li>・ 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。</li><li>・ 朝自習での態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましをしているか。</li><li>・ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる児童への声かけをしているか。</li><li>・ 朝の会で、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。</li><li>・ 朝の会等で、教師の温かい思いやりを児童一人一人に伝える工夫をしているか。</li><li>・ 遅れて登校する児童を、温かく迎える雰囲気を作っているか。</li><li>・ 次の学習に対しての意欲付けをしているか。</li></ul>
--

### (4) いじめ解消に向けた取組

- ア いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的に対応し、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。 →いじめ防止対策委員会の開催
- イ いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ウ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努める。その際、いじめを受けた児童への謝罪のみで解消したと判断しない。
- エ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削

- 除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- オ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、必要に応じていじめを行った児童にいじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講ずる。
- カ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図る。
- キ 傍観していた児童に対していじめは許されない行為であることを理解させる指導及び相互の関係回に努める。
- ク 必要に応じて心理や福祉等の専門家などの外部専門家の協力を得て組織的に再発を防ぐ措置を講じる。

## 8 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・欠席が続き、学校への復帰ができないと判断し、転学した場合 等を想定
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・いじめを認知し、解消に向けて取り組んでいるが、被害児童の欠席が継続的・断続的に続いている場合
  - ・一定期間連続して欠席しており、児童・保護者からいじめの申し立てがあった場合

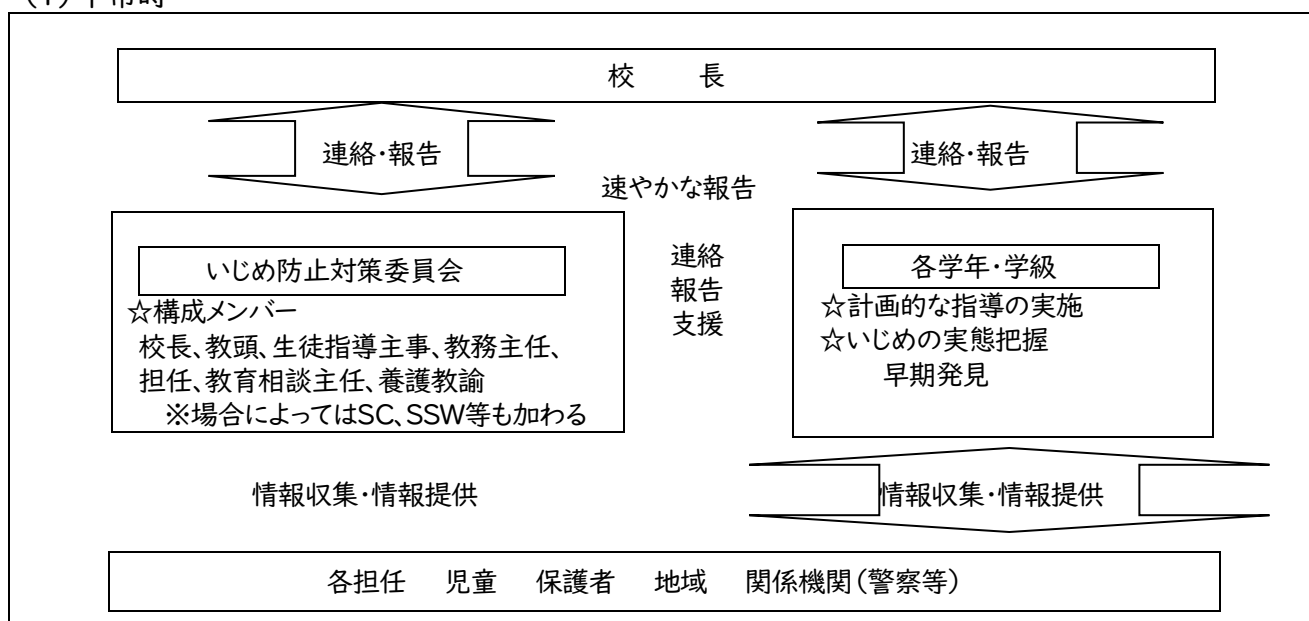
### 【重大事態が発生した場合の基本的な姿勢】

- ア 学校は、教育委員会と連携し、事実解明に努める。いじめの事実等について隠蔽せず、説明責任を果たすように努める。
- イ いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童との関係回復のための取組に努める。

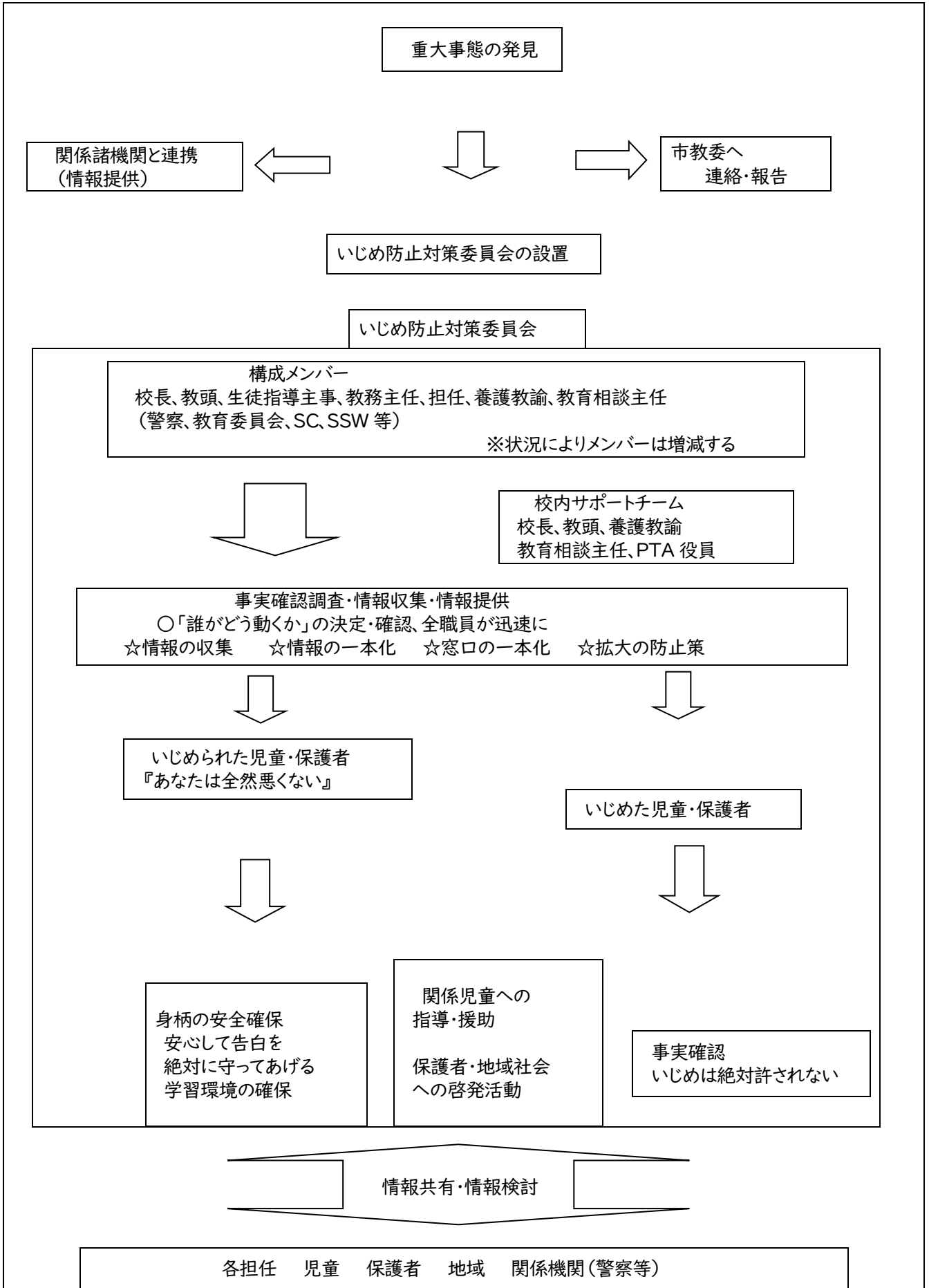
※ 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。また、いじめられた児童及び保護者からの申し立てがあった場合には、適切かつ真摯に対応する。

## 9 いじめ防止体制

### (1) 平常時



(2)いじめ発生時



## 10 学校評議員会、学校関係者評価委員会における評価

学校評価において、いじめの早期発見、再発防止のための取組等について検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告する。

(令和7年3月一部改正)

(令和8年3月一部改正)

